

(丹波市水道事業給水条例施行規程 第 19 条関係)

消 火 栓 使 用 届

令和 年 月 日

丹波市長 様

届出者 自治会名
住所
氏名
電話
消 防 分団部名
部長(班長)名

丹波市水道事業給水条例第 19 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、消火栓の使用をしたいので届出いたします。

使用日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
使用場所	
使用目的	取扱訓練・機能訓練 消火訓練・貯水槽補充 その他 ()
開閉責任者	
添付書類	位置図 (様式は任意)

(注意)

この使用願は、各水道施設の機能に応じて、給水ならびに非常時に支障の起らない範囲で承認されます。

使用に際しては、裏面の事項に充分留意してください。

※処理欄

決	課長	副課長	係長	施設係	受付
裁					

水道消火栓の管理及び使用について

- (1) 消火栓は、火災時の初期消火のための消防施設であり、火災時または訓練時、消防業務時以外の使用は禁じられています。(消防法第 18 条)
- (2) 火災時を除き、消防業務の場合であっても、消火栓の使用が水道施設の能力を超えない範囲内で使用しなければならないため、文書による届出、承認が定められています。(丹波市給水条例施行規定第 19 条第 1 項第 3 号)
- (3) 消火栓は、高所を除いて想像以上に水圧が強く、火災時の取扱いには充分の注意と、平常時の訓練が必要です。
特に、“開閉のときは徐々に、を徹底してください。急に開けると、水圧が一度に筒先にかかり事故を起こすことがあります。また、急に閉めると水道管に衝撃が加わり破裂することがあります。
- (4) 消火栓に係わる責任は各自治会に持っていただきますが、訓練その他使用に関すること及び点検整備については、消防設備として消防団を中心をお願いします。
- (5) 消防団の計画により消火栓訓練等を実施されるときは、上記の (2) の届出のほか、事前に消防団長あて文書により届出をしてください。(書式は別途とする)